

求人者および求職者の皆様へ

株式会社名古屋銀行

職業紹介事業者（許可番号 23－ユ－301925）

有料職業紹介事業に関する情報開示について

・ 取り扱うべき職種の範囲

取扱業務範囲は、全職種です。

取扱地域は、日本国内です。

※以下のいずれかに該当する求人は、受理いたしません。

- ・ 内容が法令に違反する求人
- ・ 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ・ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ・ 一定の労働関係法令違反の求人者による求人
- ・ 暴力団員などによる求人

・ 手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

求職者から、手数料は一切いただきません。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	30,000円まで 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%まで 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%まで 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%まで 手数料負担者は 求人者 とします。

・手数料の返戻に関する事項

求人者に紹介した求職者が求人者に採用され、入社日から起算して一定期間内に自己都合により退職もしくは求職者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とする）となった場合、当行は求人者の求めにより以下の規定に沿って手数料の一部を返戻いたします。

①入社日より1か月以内の退職（解雇） 成功報酬の80%

②入社日より1か月超3か月以内の退職（解雇） 成功報酬の50%

※成功報酬には消費税及び地方消費税を含む

・苦情処理に関する事項

苦情の申し出を受けた場合は、職業紹介責任者を中心に誠意をもって対応いたします。

職業紹介責任者：田宮 一倫

以上